

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第三十六号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

理事

小林 英三君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

中川 以良君
加藤 正人君
清澤 俊英君
鳥 清君
寛野 清雄君
西田 隆男君
石川 清一君

國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君
通商産業大 永山 時雄君
臣官房長 山地 八郎君
資源庁次長 川上 爲治君
工業技術庁 調整部長 小田橋貞壽君

事務局側

常任委員会専門員 山本友太郎君
常任委員会専門員 林 誠一君
常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○小委員の補欠選任の件

○連合委員会開会の件

○航空機製造法案(内閣送付)

○ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案(内閣送付)

○通商及び産業一般に関する調査の件
(通商産業省設置法案に関する件)
(通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に関する件)

○理事(結城安次君) 只今から通商産業委員会を開催いたします。最初に理事の補欠互選についてお諮りいたします。理事の古池信三君が通商産業委員を辞任いたしましたため、一名欠員となっておりますので、成規の手続を省略して、委員長よりその補欠として松本昇君を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○理事(結城安次君) それではさよう決定いたします。

○理事(結城安次君) それではさよう決定いたします。

それから競輪に関する小委員会委員の欠員を補充したいと思っております。古池信三君が通商産業委員をやめられましたので、補欠として中川以良君を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○理事(結城安次君) それではさよう決定いたします。

○理事(結城安次君) 本日は公報記載の通り、五月十日附予備付託となりました航空機製造法案と、ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取し、続いて通商産業省設置法案について概略説明を求め、更にいわゆる帝石問題について栗山良夫君及び鳥清君両委員から質問の通告がございますので、これを許可することにいたしました。大体この順序で進めて参りたいと存じます。なお当委員会散会后引続いて競輪に関する小委員会が開かれる予定でございますので、この点お含みの上議事の運営につきまして各委員の御協力を特にお願いして置きます。

なほこの際お諮りしたいことがございます。国有財産特別措置法案が目下大蔵委員会に審議されておりますが、これについて連合審査を申込んで欲しいという事を中小企業に関する小委員会の委員長から申出でられておりますが、さよう取計つて差支えございませんか。

○理事(結城安次君) それでは続いてもう二件御協議申上げて置きたいのは、通商産業省設置法案について内閣委員会と連合委員会を開くかどうか、委員と連合委員会を開くかどうか、もう一つは国有財産特別措置法案、開発銀行法案につきまして大蔵委員会との連合審査をいつ頃お諮りいたしよるか、この二つをこの際お諮りいたして置きたいと思っております。第一の通商産業省設置法案について内閣委員会に連合委員会を申込みますか。

○小林英三君 申込みを希望します。

○理事(結城安次君) さよう取計らつてお差支えございませんか。

○理事(結城安次君) それでは内閣委員会に向つて連合審査を申込みます。それから大蔵委員会との連合審査を、開発銀行法案は申込んであります。国有財産特別措置法案、これも申込んだら如何かと存じますが、如何でございますでしょうか。

○理事(結城安次君) それでは内閣委員会に申込みます。

○理事(結城安次君) それではいつ頃置きたいと思っております。

○栗山良夫君 委員長一任でお願いします。

○理事(結城安次君) 委員長一任でお願いします。

○中川以良君 委員長一任。

○理事(結城安次君) それでは委員長一任でさよう取計らいます。

○理事(結城安次君) それでは航空機製造法案、予備審査であります御説明願います。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 航空機製造法案提出の理由を御説明申上げます。

航空機の製造は、終戦直後連合軍總司令官の指令によつて、禁止されておりましたところ、今年三月八日附の覚

書によりまして生産が認められ、航空機工業再建への途が開かれたのであります。更に、平和條約も発効いたしまして近き将来において航空機工業の全面的な活動が期待されるに至つたのであります。

申すまでもなく、航空機工業は、素材、部品、装備品等多岐に亘る関連生産部門の緊密な協力によつて構成されるピラミッドの頂点に位置する典型的な総合機械工業であり、設備、技術及び、材料の各方面を通じて最高度の水準を要求されるものであります。然るに賠償工場に指定され、生産のための組織は、解体せしめられ、その後七年の間にわたつて完全な空白状況に置かれました。従ひまして、この航空機工業を再建し、我が国の空白期間に著しい進歩発達を示して諸外国の航空工業の水準にまで達せしめることは、その前途は、けだし多難の限りというべきであります。

併しなごら、航空機が我が国将来の文化、産業に貢献する大きな意義を考へますとき、航空機工業を振興発達せしめ、その生産技術の向上を図り、以て航空機の品質及び性能を確保することは、現在における最大の急務と考へられますので、こゝに航空機製造法案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案の内容の大略を申し上げます。

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

第一に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理の事業につきましては、届出制度をとり、再建しようとする

るこの工業の実態を常に把握いたしたいと思ひます。

第二に航空機工業は最高度の技術及び高性能の設備を必要といたしますの製造又は修理の設備及び方法について一定の技術上の基準を設けてこれを検査し、この検査に合格した設備及び方法により製造又は修理を行わせることとしたのであります。

第三に航空機及び発動機、プロペラ等の製造又は修理を行つた場合には、検査に合格した設備及び方法によつて行われたものであることを通商産業大臣が確認又は証明いたす制度を設けました。これは、製品の良好な品質及び高度の性能を確保するための措置であります。

第四に、確認又は証明のための検査につきましては、事務の簡素化及び迅速化を図るため、原則として民間の専門家に委任いたすこととし、重要部分についてのみの検査官が検査することとしたのであります。

なお、こゝに事新らしく申し上げるまでもなく、新たに、生れようとする航空機工業に対しては、各方面の援助と協力とがなくては、その健全な成長が望まれないのは、当然なことでありまして、政府といたしましてはこの法律案中には、明文を以て諷つてはありませんが、でき得る限りの支援を藉きたいと思ひます。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを切望致す次第であります。

○理事(結城安次君) 皆さんにお語りいたしますが、本法案に関する質疑は次回からにいたしたいと思ひますが如何でございますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○理事(結城安次君) それでは次にドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案、これについての提案趣旨の説明を願ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

終戦以来我が国はドイツ財産であります工業所有権につきましてドイツ財産管理令及びこの政令によりその保全及び管理を行つてきたのであります。この工業所有権を処分する権利を有する者アメリカ合衆国、英国及びフランスの三国がこの権利を処分いたします場合に我が国はその処分を確実にするために必要な措置を講じなければならぬことになつてゐるのであります。

そこで今般、これらの三国がドイツ財産であります工業所有権の処分を行ふにあたりまして、その処分を可能ならしめる手続等必要な措置を講ずるため、こゝにこの改正案を上程するに至つたのであります。

以下、この改正案の要点につきまして御説明いたします。

第一は、三国の決定に基づきまして、ドイツ財産であります工業所有権を取り消すものとした点であります。即ち、これは三国が特定のドイツ人の権利を取り消そうとする場合に執る可き措置を定めるのであります。

第二は、ドイツ財産であります工業所有権につきまして、その管理を解除いたしましたして、ドイツ人が再び権利を行使できる状態にいたしますと

共に、その権利につきまして特許料等の約付及び商標権の存続期間の更新に關しする特例を設けた点であります。即ち、現在三国は、或る種のドイツ人の権利は、これを没収することなく単にこれを差し押えてゐる状態でありまして、これは、その権利を本人に返還する場合の措置であります。

第三は、三国が、ドイツ財産であります特許権、実用新案権、意匠権等を他人に譲り渡した場合は、第二の場合に準じて処理するものとした点であります。即ち、これは、ドイツ人の特許権等をその実施権者等に対してまして三国が譲り渡すような場合であります。商標権につきましては、この措置は行わないのであります。

第四は、三国がドイツ財産であります特許権、実用新案権、意匠権につきまして、日本人に許諾いたしました実施権も、その特許権等の処分に伴い取り消すものとした点であります。

第五は、取り消された商標権につきましては、特に旧権利者であるドイツ人及び三国の指定する者等に対しては、その商標につきまして商標権が取得出来る特例を設けた点であります。これは、商標というものが商品、営業等の信用を表示する消費

者保護の性質をもつものであるために、その取扱も特許権等の場合とは、異なつておりました。前記の者が一定期間内にその商標について出願したときは、これに優先して権利を与えるのであります。

第六は、通商産業大臣が指定する標準

につきましては、原則として一定期間間は、一般に使用し又は商標の登録をすることを禁止した点であります。即ち、これは、ドイツ財産であります商標の内の一部のものを指定いたしましたして、一定期間その使用等を禁止するものであります。

第七は、期間の進行の中断その他ドイツ財産であります工業所有権の処分を確実にするために必要な規定を設けたことであります。

以上申し上げました点が、この法律案を提出いたしました理由並びに改正の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されんことをお願いいたします。

○理事(結城安次君) お語りいたしましたが、この法案も質疑は次回からにいたしたいと思ひます。ただこの法案は急いでおられるようでありまして、成るべく早い機会に委員会を開催いたしたいと思ひます。

○理事(結城安次君) それから次に通商産業省関係の設置法案について一応の御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 政府は、今次行政機構改革の一環として、通商産業省の機構改革について鋭意慎重な検討を進めてきたのであります。今回その成案を得るに至りましたので、こゝに通商産業省設置法を国会に提出して、御審議を仰ぐ次第であります。申すまでもなく通商産業省は、昭和二十四年五月、生産と貿易とを一体化し、国内経済体制と経済行政組織を牽引して通商第一主義に徹せんがために、商工省を全面的に改組、今日に至つたのであります。講和発効を迎えて新

たな国際、国内経済の事態に即応するため、更に機構の整備を図り、能率的な行政運営に資さんとするものであります。

法案の概要について申し上げます。先づ本法によつて実施されることの本省の今次の機構改革の主な点を申し上げます。第一には、本省内部の官房九局は、従前の外局を含めて一官房八局となり、特に物資別原局五局は重工業、軽工業の二局に統合せしめられております。

第二には、外局たる庁の整理でありまして、審判的機能を有する特許庁を除きまして他の三庁、即ち資源庁、中小企業庁及び工業技術庁のうち、前二者を本省の内部部局、後者を同じく附属機関といたしました。

第三は、公益事業委員会の廃止に伴い、同委員会の所掌事務を移して本省内部部局たる公益事業局に所掌せしめることとした点であります。以上のほかにも行政機構改革の基本構想により、局中の部を廃止し、或いは経済安定本部等の廃止により、事務を移管した点等について、旧條文のうち、特許庁關係を除き殆んど全條文につき改正を加えております。旧法廃止、新法制定の措置をとつたのであります。

以上申し上げましたところが本法案の内容の概要であります。次に政府は通商産業省設置法の施行に伴ひまして、鉱山保安法、公益事業令等關係法令の整理を行う必要があり。こゝに通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案を国会に提出して、御審議を仰ぐ

次第であります。

御承知のように、今次行政機構改革において、通商産業省の機構は、資源庁、中小企業庁および工業技術庁の廃止を初めとしたしまして、本省内部部局の大巾な整理統合、更には公益事業委員会の吸収等、殆ど全面的な改組を行うわけでありますが、第一にはこれら各部局の変更、第二には公益事業委員会の所掌事務の引継ぎの点から、新機構を規定いたします通商産業省設置法の施行に併せて、他の法令の法律及びポツダム宣言の受諾に伴い発せられる政令について、当然所要の修正を行わなければならないのであります。

以下、本法案の内容について御説明いたします。第一に整理を行う法令でございますが、法律では鉱山保守法、中小企業等協同組合法および輸出信用保険法、ポツダム政令では公益事業令および電気事業再編成令の、以上五法令であります。

第二に整理の内容であります。これは部局の改革に基きます名称の変更を主といたしますもの、中小企業庁設置法の廃止により同法上の権限を中小企業等協同組合法の内容といたしますもの及び公益事業委員会の引継ぎによりますものに区分いたすことができるかと思ひます。

以上、申述べましたところが本法律案の内容でございます。

次に工業技術庁設置法の一部を改正する法律案の内容について御説明申し上げます。

工業技術庁は、鉱業及び工業の科学技術に関する試験研究等の業務を強力且つ総合的に遂行し、生産技術の進歩

向上を図る使命を以て、昭和二十三年八月通商産業省の外局として設置せられ、爾來鉱工業に関する試験研究の推進並びに工業標準化、品質管理等技術行政の進展に相当の成果を挙げて参つた次第であります。

今回の行政機構改革に当りまして、各省の外局は原則として審判的機能を主とするもののみを存置し、他は内閣又は附属機関とするという趣旨に従ひまして、工業技術庁を通商産業省の附属機関たる工業技術院に改組いたそうとするのが本法案の骨子であります。然しながら鉱工業技術の向上は、現下の重要課題であり、経済自立達成の基本要件であります。故に、政府といたしましては、その基礎となるべき試験研究業務を総合的に、又試験研究と有機的な関連を保ちつつ技術行政を推進して参りました。工業技術院の組織及び権限につきましては、工業技術院に改組後も従前通りとし、一層その機能の充実を図つて参る所存であります。従ひまして今回の改正におきましては、単に名称を工業技術院に、長官を院長に改める等、附属機関となつたことに伴ひ、必要となりました改正に止めることにいたしました次第であります。

なお、今回の機構改革に先立ちまして、三月三十一日附を以ちまして所屬試験研究機関の整備を行なつたのであります。その際廃止いたしました陶磁器試験所及び工芸指導所関西支所の施設は、それら、地元京都市及び布施市に譲渡する方針でその準備を進めておる次第であります。而して、これら試験所及び支所が京都市及び布施市に設置されました経緯に鑑みまして、

国内財産の移下につきましては、その対価を時価の七割減とする等の特別措置を講ずるのが至当であると認められますので、これに關しまして所要の規定を設けたいと存する次第であります。

以上がこの法案の内容であります。○理事(結城安次君) お諮りいたしますが、前二つの法案は当委員会に提出されるものであります。この通商産業省設置法案及び工業技術院、内閣に出るのですが、先ほど連合委員会開催を申込んで来ましたが、質疑その他は今日多少やつておきますか、どういたしますか。

「この次でいいです」と呼ぶ者あり ○理事(結城安次君) それでは質疑はこの次にいたします。

○理事(結城安次君) それから続いて栗山委員及び島委員から御請求のあった、いわゆる帝石事件ということについての御質疑に入りたいと思ひます。

○栗山良夫君 私人は只今本委員会に付託されております石油資源開発法律案の審議のときに、是非政府側の御所信を質したいと考えていたものであります。たゞ、今今朝の新聞紙上に相当大きく報道せられたと存じますが、多くの疑惑を持たれたと存じます。二、三の問題についてお尋ねをいたしたいと考へるのであります。今朝の新聞によりますと、帝石油の再建につきまして通商産業省が勧告をせられたと、こういう工合に述べられておるものであります。さういふ事実があるかどうか、これを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 帝石の問題は私も関心を持ちましてもう一月ほど前から主として政務次官に調査をしてもらつておりますから、政務次官からお聞き願ひいたします。

○政府委員(本間俊一君) 只今栗山委員から今朝の新聞紙の記事に關しまして御質疑があつたのでございますが、昨日帝石の代表者を役所に來てもらひまして、再建をこの際考へられるほうがよいのではないかと御報告を昨日いたしました。

○栗山良夫君 その代表者と申しまして、どなたですか。

○政府委員(本間俊一君) 社長でございます。

○栗山良夫君 わかりました。その報告をせられた内容はどういふ点でございますか、それを一つお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 御承知のようにいろいろな経緯がございます。今通産省といたしましては、慎重な調査をいたしておるのでございますが、帝石は従来は国策会社でございます。特殊な性格を持つておつたのでございまして、過般民間の会社になつたのでございますが、政府のほうと從來いろいろな關係を持つておつたわけでございます。どうも最近の情勢を見ておられますと、会社固有の仕事のほうからどうも巧く行つておられないやうなふうにお考えするので、一つ会社自体で会社の本来の業務に専念することのできますやうに再建をされてはどうかと、こういう趣旨で勧告をいたしたわけでございます。

○栗山良夫君 趣旨はさうであらうと思ひますが、その趣旨に基いて勧告をせられた具体的な指示点というものはございせんか。

○政府委員(本間俊一君) 御承知のように只今は普通の民間会社に相成つておりますので、何と申しますか、役所のほうの権限、その他の關係も勘案いたしまして、只今申上げたやうな趣旨で再建をされるやうに勧告をいたしたわけでございます。

○栗山良夫君 そういたしますと、それは大臣から社長に対して口頭でいつて勧告されたのですか、或いは文書で勧告されたのですか。

○政府委員(本間俊一君) 昨日は事務次官のところへ会社の代表者であります社長のお出でを願ひまして、口頭で勧告をいたしたのでございます。

○栗山良夫君 今のお話ですと、何か再建をやら、経営が巧くないので経営の刷新をしろという趣旨でされたというのでありますけれども、それだけでは余りにも抽象的で、漠然としておりますが、もう少し突つ込んだ思慮が私にはなされたのではないと思ひます。その点は如何でございますか。本日に社長を呼び出して、この程度のことを言われただけでございせんか。

○政府委員(本間俊一君) 御承知のように、帝石には補助金をずつと出しておつたのでございまして、その補助金によりましていろいろな機械を買つておつたわけでございますが、その出した補助金で買いました機械は五年間は処分できないことになつておるわけでございます。ところが政府が補助いたしました機械と同じやうな機械がたくさんございまして、この委員会で

も御説明申上げたことがあつたのであります。その補助金の関係がどうなつておるか、補助をいたしました機械の保存関係がどうなつておるかという点を実は當々調査を急いでおつたのであります。御承知のように検査庁のほうに帳簿だとか押取されております関係で、まだ正確な調査はできない段階でございます。

それからもう一つ、過般油を掘り出す関係で技術的な補助金をいたしたのであります。その報告通りにいたしておらなかつたということも事実として明かになつたわけでございまして、そういう点をも考慮をいたしまして、先ほど申上げたような報告をいたしたわけでございます。

○栗山良夫君 そろそろと只今のところでは補助金を対象として取得を帝石がしました機械の保存、或いは処分に関して好ましくない点があつたので、これに対しての報告、更に石油資源の国家的な政策遂行のためにする報告に服さなかつたという点についての報告、この二点であるとおつしやつたのであります。そのほか本件につきましては汚職等の事件も検査庁の調査によつて漸次明らかになりつつあるようであります。そういう問題についてはいわゆる帝石の役員の問題等については、全然お触れにならなかつたのかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 私、先ほど申上げたものを誤解があると思つてございしますので、なお念を押して御説明申上げたかと思つてございまして、従来帝石の関係で先ほど申上げた補助金の問題、報告違反の問題、

こういう事実がありまして、重に調査をしておつたのでございませぬ。御指摘のようないろ／＼な問題がございしますので、昨日は私が申上げた補助金の関係等は報告違反の関係を事実を、根拠を置きまして報告をいたしたわけではないのでございまして、一番最初に申上げたように只今申上げたようなことも含めまして、会社固有の本来の業務に力を出すことのできるようなふうになつて是非考へて欲しいという意味の報告をいたしましたので、昨日は具体的な細かな問題につきましては触れなかつたのでございませぬ。

○栗山良夫君 そういたしますと、帝石の問題は従来もうしばしば国会においても、特に衆議院においては熱心に取上げて、参議院においても島委員から数回に亘つて質問をせられたのでありまして、今始まつた問題ではないわけで、特に検査庁の調査は進んでおるわけでございませぬ。従つて民間の会社に対して具体的な監督権を行政権として及ぼし得ない点も私も承知しております。この会社の今日まで参りました在り方、或いは国から補助金を受けておつた立場、その他いろいろな点から考えまして、ただ一片の抽象的な再建報告だけではこれは私はその目的を達することが困難であらうと思つておる。従つて通産省としてこの問題について、どういふ工合にしたならば、帝石の再建ができるのかどうか、そういう点を御研究になつておるか、その点を伺いたいと思ひます。

○理事(結城安次君) ちよつとお話り

いたしますが、本件については先ほど高橋通産大臣から本間政務次官が携つて調査したから云々ということ、今本間さんに伺つておられますが、大臣が何かちよつとほかに用があるからというお話でありまして、島さんどうです、大臣にお伺いしないでよろしいのであります。

○島清君 私は何か新聞を拜見いたしますと、通産省側の意向を会社側のほうへ伝達されたということが報道されておりますので、処置についての経過的なものをお聞きしたい、これだけだつたのです。ですから大臣からお話頂ければなお結構でございますし、併しなものですからね。

○清澤俊英君 ちよつと大臣に伺います。本間さんに取調を言いつけたと言われるが、その報告は十分お聞きになつたと思ひますが、この問題に対して会社に対する考え方として大臣はどう考へておるか、ただ悪いところを直して業務に専念して行くよつたという御報告をなさつたと、こういうのであります。そうするとその報告の中に見えますのは、業務に専念しておらなかつたということが考えられると同時に、いろいろ報告等がありますことも実行してない、甚だルーズな仕事を今までやつておつた、こういうものが残つておると思つて。そこで報告は残つておるが、第一の前提になりませんが、その根本に残るものは今の当務重役事務役員では会社を完全に持つて行かれるのか、持つて行かれないのかというところが疑問になつております。従つて消極的なお考えとしてはどういう肚構えでおられるか、ただ報告

だけのしつ放しでは問題にならない、現にこの会社には多額の国民の血税が株式になつて残つておる、二、三%も残つておるのでございませぬから、従つて政府として、ただ単なる民間の会社を取扱ふというふうな考え方ではないだらうと思つて、報告のうしろにはどんな御決心をお持ちになつておるか、ちよつと大臣からお伺いしておきたい。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 昨日事務次官から社長を呼んで、先刻次官から話したような趣意で話しましたので、社長は非常に了承いたしました。至急に案を立てて持つて来ると言つて帰りました。それを見て検討したいと思います。通産省としていろいろな場合のことは考へておられますが、まだここでそういう交渉の道順になつておりますから申上げる時期でないと思ひますが、もう暫くお待ち下されば大体何がつかと思ひます。

それから無論通産省として法的に余り干渉することはできないのですが、今の補助金で買つた施設を、五カ年以内には処分したとか何とかいうことについて、違法であることが確定いたしましたれば、それは又嚴重に処分する決心しております。

○清澤俊英君 この問題は前にも一遍あつたと思つてございませぬが、現在の法規ではこういう悪いことがあつたからどうするといふ処分権は通産省でないと思ひます。このことは了承しておりますが、併し大蔵省がはずかつておる二、三%、株式の権限並びに政府等の斡旋によつて多くの金融会社が扱つておるものが約四分の三だと私は思ひます。一般民間が扱つておるのは四分

の一の株式数になつておるといふ事情からいたしますれば、この際重役陣を変えたいといふことまでのことは通産大臣が肚をきめてしまつて、これは遺憾ながら変えたいといふ肚ができれば、政府部内のことでありませぬからできる問題だと思つておられます。今までそういうような明白な事象がなかつたから御決心がつかなかつたのだと考へておりますが、最近の内容、並びに出で参りました結果においては、そこまでの御決心がおりなければ、別の方法で、株主總會なり何なりで以てそういう現重役陣を変えたいといふ方法ができると思ひます。それまでもやはりやつて行くといふ御決心が最後におありな

のかどうか、それまでの決心で御調査をし、報告しておられるのか、そういうことをお聞きしておるのです。

○國務大臣(高橋龍太郎君) この政府の所有株は、二、三%ですか、何かで、そんなにたくさんじゃないのです。それで、無論昨日報告しまして、社長のまあ改革案と言ひますが、そういうものが私どもの納得ができません場合には、これは無論株主権を行使して改革せしめるべき決心を持つております。

○栗山良夫君 私、大臣にお願いしたいのですが、通商産業大臣であります。この委員会には余り御出席をお願ひしてないのです。……で、特に今日は重要なこの法律案の御説明もあつておいでになつたと思つてあります。併し、少くとも民間の法人に対して通産省が再建の報告をしたという事は、これは異例に属することでありませぬ。非常に重要な問題であります。従つて、どうか一時間の御都合もありませんようけれども、もう少し

委員会にお止まり願ひまして、我々の質問に応じて頂きたい、こう要請いたします。

今いろいろとお話がありました、通産省といたしましては、補助金を対象として取得した機械の処分について好ましくないことが行われたということとは大体お認めになつておるわけですか。

○政府委員(本間俊一君) 先ほども実にお答えいたしましたように、政府の補助金で買いました機械も多種多様なものがござりますが、同じような機械を会社側でも相当たくさん持つておりました、補助金も相当の期間に亘つて出しておりますので、一々帳簿を正確に調べておられるわけではございません、鋭意その調査を実施に急いでおるわけでございますが、帳簿が押取せられておる関係がござりますので、まだきちんと調べができておらないという状況でございます。

○栗山良夫君 その調べが完全にするかしないかということをお尋ねしておるのではなくて、とにかく今日の段階において、そういうことが少なくとも一部分でもよろしうござりますが、あつたのですか、なかつたのですか。

○政府委員(本間俊一君) 私どもが答え申し上げますときは、やはりはつきりしませんとお答えを申上げるわけに行かないのでございまして、少なくともそういう疑いを持ちまして調べておるわけではございまして、まだ国の補助金でいろいろ機械を買つて、それがどういふふうには保存せられておるかというところまでは帳簿がないのでありますから、実は非常に苦勞いたして調査をいたしておるのでございまして

が、まだ正確な事実を確かめるところまでに行つておらないわけでございます。

○栗山良夫君 そういたしますと、不正処分についてはつきりした確認をされない、単なる疑い程度のもので、帝石の役員に対して再建の勧告をされるという事は、異例的な措置をとられるという事は、これは少し行き過ぎではありませんか。

○政府委員(本間俊一君) 先ほども申し上げましたように、そういう問題もあつて、役所が鋭意調査を急いでおつたのだ、それから先ほど申し上げましたような勧告違反というふうな問題もあつたので、そういう点も含めまして、従来の帝石と政府との関係等をも勘案をいたしまして、先ほど申上げたような勧告をいたしたわけでありまして、

○栗山良夫君 そうすると、重ねて伺いますが、濫掘防止に対する勧告に帝石が従わなかつたという事は、これは事実ですか。

○政府委員(本間俊一君) さようでございまして、

○栗山良夫君 そういたしますと、只今検査庁当局が機械の不正処分については調査中でありまして、これは司直の手によつてそれはそのうちに明らかにならうと思ひますが、その問題はその問題として、濫掘防止に対する通産省の勧告というものは、これは石油行政の立場からいたしまして、通産省としては非常に重要な責任を以てなされたのでありますから、これに違反をするという事は通産省として当然帝石に向つて責任を追求される私は資格があり、義務があらうかと考へるわけでありまして、

その点はわかりましたが、そこで問題は現在の社長に再建の案の提出を求めた、こう言われたのであります、

○栗山良夫君 大臣に伺ひますが、その勧告のしつ放しは、必ず結末を付けるという意味の御発言が次官からございましたが、そうして而も暫く猶予を与えられたということでありま

○政府委員(本間俊一君) 昨日勧告をいたしたのことは、勧告のしつ放しということはないものと考えております。従ひまして、昨日会社の代表者であります社長に勧告をいたしたのでございまして、社長は会社に帰りました適当な機関に相談をせられることと思ひますので、どういふ再建案が出ますか、勿論まだ正確に予想することはできませんのでございまして、勧告のしつ放しということになるというふうには考へておりません。必ず手応えがあるものと考へております。従ひまして、もう暫くどうか御猶予を賜りたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○栗山良夫君 大臣に伺ひますが、その勧告のしつ放しは、必ず結末を付けるという意味の御発言が次官からございましたが、そうして而も暫く猶予を与えられたということでありま

すが、その暫くの猶予というものは大体どれくらいを予定されておりますか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 何日間というのではないのですが、現在の案として私は今社長を呼び出して、社長を対象として交渉するよりほか方法はないと思ひますが、相当誠意を持つて昨日は聞いて帰つたようですから、余り長くないうちに解決すると思ひます。

○栗山良夫君 そういたしますと、もう一つ重ねて伺ひますが、通産省自体としては、帝石の問題はすでに本間次官もいろいろ御研究になつておるところであり、私もいろいろなところから今まで本委員会において御質問をいたしたいということで勉強もいたして来ておるのであります。そういうふうな現実の事態から勘定せられました通産省としてはどういふ工合にこれは再建すべきものである、この再建の方策を御研究になつておるであらうと思ひますが、それを一つお話を願ひたいと申しますのは、仮に酒井社長から再建案が出されましても通産省としてもやはり毅然たる方針というものがなければこれは私は判断の仕様がなかつたと思ひます。従つて通産省としての会社が出るところの再建案についての批判検討を加え、そして態度を決定するためには一つの立派な所信がなければならぬと思ひます。それを一つお渡しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 必ず会社側のほうで自主的に再建の方策を立てられることと私どもは確信をいたしておるのでございまして、役所の何と申しますか、再建の方策を只今お話をしるというところでございまして、先ほども申

上げましたようにいろいろ微妙な関係もございまして、もう暫らく事態がどういふふうには展開をしますか、もう暫らく御猶予を賜りたいと思ひます。

○栗山良夫君 それでは大変微妙な問題なので、はつきりした御答弁が頂けないと思ひますから、極めて含みのある言葉で御質問いたしますから一つそれを諒とせられた御答弁を願ひたいと思ひます。仮に再建案が提出された場合に、その再建案を考へられた役員のかたがと通産省と相談をせられた場合に、通産省の意見とどうしても一致をしないというふうなときには、やはり役員というものの更迭等について勧告をせられる御意思があるのか、或いは飽くまでも自主的に再建案を出され、そして通産省の意思というものが通らなくても暫くそのまま黙認をせられるとか、これは非常に大事なところだと思ひますので、その点だけ一つ伺つておきたい。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 例へば役員更迭というふうな問題になりますと、私も役所としてこれは強制することはできないので、結局株主總會できめるといふほなないので、私どもは、いづれ社長が早速はかの役員とも相談していろいろな案を練つて持つて来られるだらうと思ひます。で、それが著しく満足ができれば私は命令はできんけれども、通産省の意見として役員側の更迭を要するといふような意見を発表することもあり得ると存するのであります。ちよつとこれは社長の再建案を見てからのことになつたと思ひます。

○栗山良夫君 そういたしますと通産

省の案はもう暫く待てというよりなお話でありますからこれ以上お聞きませんが、帝石の中にある問題点だけを私は拾つて言いますが、そういう点を通産省は大体御承知になり確認されておるかどうか、その御返事を賜りたいのです。その一つは帝石の役員間に若干和を欠いておる点があるように私どもは聞いておりますが、そういうことをお認めになるかどうか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 認めております。

○栗山良夫君 そういたしますと、第二点といたしまして、先ほどの機械の不正処分点については疑いを持つておると言われましたから、さように確認してよろしくごさいませうか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) はあ。

○栗山良夫君 第三点は、濫掘防止に關する勧告に従わない点があつたという点もこれは明かになつておるようでありますから、確認しておきます。それから第四点といたしまして、帝石とこれも帝石の出入りしてあります業者との間に若干の不正事件がある、機械の不正処分を通じて行われていたであろうということが相当広くも行き渡つておるわけでありますが、そういう疑いがあるということは御確認になりますか。

○政府委員(本間俊一君) そういう噂は十分承知をいたしておりますので、調査をいたしております。

○栗山良夫君 それから本日の新聞、例えば読売等に出された新聞で一番重要なことは通産省内部にこれは発展する虞れがあるということが述べられておりますが、さような御懸念は全然ありませんか。或いはそういう心配

がありますか、その点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(高橋龍太郎君) そういう点は全然ないと思ひます。併しそういうふうなことがあとから発見されますれば嚴重に処分いたします。

○栗山良夫君 その点については検査庁当局の動きを待つまでもなく、これは当然大臣の手許において、通産省の内部の点については自主的にこれもお調べになり、そして適当な処置を若しあるとするならばとられるのが妥当だと私は考へるのでありますが、さような点につきまして今日まで何ら疑いがないということによつて取調べをしておられない、或いは若干そういう調査をせられた結果ないものと確信をしておられるのか、その点を明かにされたい。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 一、二そういう噂を耳にしました時に、何と言いますか、そういう疑いを、デマで、噂でそういう疑いをかけられておるといふようなものにつきましては、十分、何と言いますか、調査をしたのです。その当時、それだけの人々は全然無根拠だといふことを確信いたしております。それ以上は私は調査をしておりません。全然無関心でおつたわけではないのです。

○栗山良夫君 それからもう一つ、これは本件と只今の話題とは直接関係はございせんが、政府当局は、帝石の持株である二三%の株式につきましては、国としても手放して一般公開してもいいというふうな考へが政府の一部にあるやに私どもは聞いておりますが、さような事実がありますかどうか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 私は全然そういう意見は聞いておりません。

○栗山良夫君 それは通産省内部でなくて、他の関係省の間にそういう意見もあるということをお聞きしておりますが、さようなことを耳にしておられませんか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) それはもう通産省の問題じゃないのですか。ほかの省でも、そういう意見があるかも知れませんが、私は何にも聞いておりません。

○栗山良夫君 そういたしますと、通産省としては少くとも帝石の持株については飽くまでも続けまして、そして相當な発言力を帝石に持ちながら石油資源の開発に努力をして行くような御方針は変わりがないというふうな理解してよろしくごさいませうか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 只今のところは、今申しましたようにそれを処分して關係をなくするといふ考へは持つておりませんが、これはまだ研究してみなければいけません。現在のところではそういう考へはありません。

○栗山良夫君 それからまあこの報告、昨日の報告は余り長い日子をかけたので結論を出す結果が出る。そして而も大臣のお言葉を付度をするわけでありませうけれども、相當な含みのある言葉のように拝聴をいたしました。そういうふうなことが実行されましたとき、仮にまあ実現をしたときに、帝石油油に對しましては只今この補助金というものは打切られております。これは高率配当いたしました点が大蔵省の好まないところになつて、そういうふうになつたと承知しておりますが、恐らく健全経営に入れればさようなこと

はできないと私どもは見ております。而も日本の石油資源を一応育成するためには、やはり従来通りの補助金というものが必要かと私は考へるのでありますが、この国の補助金を再び再交付するといふような考へ、再建が一度軌道に乗りましたならば国の補助金を再交付する、そういうふうな考へをお持ちであるかどうか、その点お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(高橋龍太郎君) それはまだ通産省としてそういう問題を考へておりませんが、再建ができて、そして新しい問題としてこういう地下資源がある。その調査或いは採掘にこういう補助金が必要だといふような新しい事実ができて来ますれば検討すべきだと思ひますが、今何も、そういう点についても通産省は考へておりません。

○栗山良夫君 そういたしますと、要するに国内の石油資源の開発はしなければならぬ。そして再建の結果お且つ経営上非常な難点が生じて来た場合には補助金の再交付も敢えて願うものではない。こういう場合に大臣はお考へになつていると理解してよろしくごさいませうか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 同じようなことかも知れませんが、敢えて願うべきでないといふことよりも、又更に改めて研究しますといふ言葉で御承認を願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 只今の大臣の御答弁の中にちよつとはかの官庁と大蔵省と大分食い違つておる。この前この帝石の問題が議會等の問題になりましたのは、四割配当が中心になつて、その四割配当をするためにはこれ／＼の事実

といふことから濫掘の問題などが取上げられた、その際多数の株を預かつている大蔵省の前の責任のあるかたは、株主の立場をこれをとつても、そういう配当が無理なことであるといふような御報告といふか、話合ひといふようなものがあつたのかどうか。

○政府委員(本間俊一君) 四割配当をいたしますときに、どうも適當でないのではないかと考へては十分先方へ話をいたしております。

○清澤俊英君 大蔵省へですか。

○政府委員(本間俊一君) いや帝石の問題に關しましては連絡をいたしておりますが、今直ぐ大蔵省の持つております株を処分するといふようなところまでは触れておりませんが、或いはまあ省内の一部にそういう意見もあるろうかと思ひますが、役所といたしまして大蔵省とそういう話合をこればいたしております。

○清澤俊英君 ところが大蔵省ではこう言つておるのです。もう日本の統制時代も一応打ち切りになつた。自主的な会社を作らせるので、従つて國家が持つておる株式を一般民間に払い出すために四割配当が妥當なものだ、そして全部、今持つておる持株全部を一割も早く移したほうがよろしいと思ひますので、四割配当は誠に結構だといふことを大蔵當局は言つておるのではありませんか、さうすると話合ひがついておるにかかわらずちよつと変な話がここに出て来たと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 大蔵省のほうから言へば持つております株が、会社の成績が上りまして配当のいいことを希望するかも知れませんが、私ども

といたしましてはいろいろな勿論事情も検討いたしておつたのですが、どうも四割は必ずしも適当じやないというふうな見解もあつたものですから、その問題で大蔵省と打合をしたわけじやございませぬが、帝石のほうとはいろいろな話し合いをいたしておつたわけじやございまして、大蔵省のほうから言えば、持つておられます株が、会社の成績が上りまして配当のいいことを希望するかも知れませぬが、従つて四割配当の問題で大蔵省と話し合いをいたしたことは最近ではございませぬ。

○清澤俊英君 そらいう問題、今大臣のお話を聞きますと大分食い違つていますね大蔵省の考え方と大臣の考え方では……すぐ大臣としては株を民間へ出すような気持はないとおつしやつてゐる。大蔵省は出す……従つて現に通産省が濫掘をやつてゐるのだといふこともその通りはつきりした事実になつて残つてゐる。それらのことをやつて行つても却つていいのじやないか、こういうふうなものと同じ政府の中ででき上つて来たなら、なか／＼片づけろのに面倒だと思ひますが、嚴重に大蔵省のほうとそらいうちがはぐのないうちに至急連絡をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) かしこまりました。○島崎君 帝石の問題は、私が国会のほうに去年の十一月のたしか十七日だつたと記憶しておりますが、質問の皮切りをやりまして以来、これが衆議院のほうにも問題になりました、自由党、改進黨という工合に超黨派的にこの問題が取上げられ、更に言論機関はと見ますると、アメリカあたりのその専門

雑誌等にも取上げられ、國際的な反響を呼び起すに至つたのであります。これは、石油資源の少いところの我が國の貧弱なる現状からいひますると、当然のことだと思ひます。併し通産省が勧告をおやりになつて、その國會の輿論にお応えになつたといふことにつきましては、私は遅きに過ぎまするけれども、併し通産省側としてはよくおやりになつたものだという感じを深くしているものであります。

〔理事結城安次君退席、理事小林英三君委員長席へ著く〕

その感じを深くしておりますところの理由は、たくさんあります。一つの例を挙げますと、四割配当を見合したほうがよからうという勧告をおやりになりましたが、その勧告が無慘にも会社のはうが容れることと相成らなくて、それで通産省といひました。監督の行政官庁の面目が丸潰れになつた恰好でございまして、併し通産大臣並びに政務次官並びに事務當局の断固たる決意を持たれて、この四割配当を拒否いたしました。これに對して、かくあらねばならぬという断固たる決意をお示しになつたといふ、この勇氣に對しましては、私は敬意を表するにやぶさかではございませぬ。併しながら折角おやりになりましたこの勧告は、又会社側の不心得によりまして、場合によりまして、いろいろの形で拒否されないうも限りませぬので、どうか一つの勧告の趣旨を最後まで一つ推進をされまして、國際的にも又国内的にも非常に関心を喚び起しましたこの問題に對しまして、最後まで一つ善処されますように、切に

私はこの際私の意見を申し上げまして、更に問題のこれからの進行と脱み合して、私は又後日場合に、よりまして御質問申上げるだらうといふことを保留いたしまして、この程度で一つ……○栗山良夫君 この檢察當局の調査の工合がどういふ工合に進んでおるか実は私はよく知らないものであります。通産省としましては、檢察當局とその調査の進行状況について御連絡になつたことがございませぬか。○政府委員(本間俊一君) これは檢察當局は御承知のように独自の見解でおやりになられるものでございませぬので、普通の官庁のように御連絡申上げるわけにも行かないものでございませぬので、正式に何と申しますか、御連絡をするというふうなことはございませぬ。

○栗山良夫君 それでは調査の進行状況を通産省として尋ねられたことはございませぬか。○政府委員(本間俊一君) 押取せられまして書類、その他のことにつきましては、こちらから連絡に参りましたことにはございませぬが、通産省として交渉いたしたことはございませぬ。

○栗山良夫君 先ほど機械の不正処分については、帳簿がないので全貌を把握することが困難であるとおつしやつたのですが、そういたしますと、この機械の不正処分について全貌が明らかになるのは、檢察當局の取調べが完結したときを指しておられるのか、或いは完結後更に帳簿を取戻されて、それで通産省はお調べになるのか、その点はどうですか。○政府委員(本間俊一君) 檢察當局のほうのお調べが完了いたしましたんで

も、帳簿の必要がなくなれば会社側のほうにも返される場合もあらうかと思ひますので、その点はそう窮屈に考へておりませぬが、できるだけ資料が……早くこちらのほうで調べるころかできませぬれば、早くいたしたいと思つております。○栗山良夫君 私これで質問を打ち切りますが、一つ動議を出したいのであります。それはこれほど非常にやかましくなつて来た問題でありますけれども、檢察當局から非常に疑惑を包まれておるにかかわらず、なか／＼結論が出ないためにどうなつておるのかよくわかりませぬから、中間的な報告を若し得られるとすれば、非常に本件の調査に便利に考へます。檢察當局が仮に相当疑惑がある、そうして結論を出すのだという御証言を頂くのか、或いは今日まで調べて見たけれども大したものはない、こういう工合におつしやることによつて、これは相當に問題が違ふと思つてあります。従つて當委員會において成るべく近い機会に檢察當局の係官に御出席を求めまして、そして調査の経過の中間報告を聴取されるように、委員長の下において善処をお願いしたい、こう思つてあります。

○理事(小林英三君) ちよつと栗山君にお尋ねしますが、そらうするとこの帝石の不正処分の問題、その問題について近く委員會において檢察當局を招致してその内容を、経過を聞こうと、こらういふお考えですね。○栗山良夫君 そらうです。○理事(小林英三君) 只今栗山君からこの帝石の問題につきましてお聞きの通りの御意見が出たのであります。

如何がいたしまししょうか。御異議はありませんか、どうですか。それはいつ頃ですね、栗山君。○栗山良夫君 委員長に一任いたします。議事が大分輪漚してありますから、いつとちよつときめても困るでしようから……○清澤俊英君 まだ中間報告の段階でないというかも知れないから、一応もらされる範圍だけを聞くことはいいと思ひますね。○理事(小林英三君) それは時期等については委員長に一任でよろしうございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○栗山良夫君 私先ほど申し上げました通りに、この不正事件といふものは相當根が深くて相當重要なものであるといふ印象が檢察當局にあるか、或いはそれとも全く逆に、いろ／＼調べて見たけれども大したものではないといふふうにおつしやるのか、それによつて相當私に違ふと思つて。そのくらの大體の匂いはわかつておるだらうと、こらう考へるので一遍尋ねたい、こらういふことなんであります。○理事(小林英三君) 時期等についてはよほど慎重にやらなければなりません。御質問がなかつたら本日の委員會はこれにて散会いたしたいと思ひます。

午後三時十六分散会

昭和二十七年五月二十七日印刷

昭和二十七年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁